



# 新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置のポイント

政府は、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として総額 25 兆 6,914 億円の補正予算案を提出し、4月30日に可決・成立しました。

今回は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」の重要なポイントをかいつまんで紹介いたします。ぜひご覧ください。

## ◆法人税、消費税、固定資産税、社会保険料などの納付猶予の特例

事業等に係る収入に相当の減少があった事業者に対しては、無担保かつ延滞税なしで1年間の納税猶予が認められます。令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・地方税などが対象となります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人の場合、事業等に係る収入（事業所得・給与所得・不動産所得等）がありかつ収入減少などの要件を満たしていること（フリーランスやパートアルバイトも要件を満たせば対象）</li><li>・法人の場合、会社の規模に関わらず収入要件を満たしていること</li><li>・白色申告の場合でも収入要件を満たしていること</li></ul>
収入減少要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・本年2月1日以降の任意期間（1ヶ月）において、事業等の収入が前年同期と比較して概ね20%以上減少していること</li><li>・利益が黒字であっても収入減少の要件を満たせば利用可能</li><li>・前年の月別収入が不明の場合でも、年間収入を按分した額との比較で判断</li><li>・事業開始後1年未満の場合、本年1月までの任意の期間との比較で判断</li><li>・収入が20%以上減少していないなど要件を満たしていない場合でも、従来の猶予制度を利用できる場合があります（ただしこの場合、年1.6%の延滞税が必要）</li></ul>
相談窓口	<p>（法人税、源泉所得税、申告所得税、消費税などの国税） 国税局猶予相談センター TEL：0120-948-364 <span style="float:right">国税局 QR コード</span> （市県民税） 各市町村の窓口／福井市の場合は市民税課 TEL：0776-20-5306 <span style="float:right"></span> （固定資産税） 各市町村の窓口／福井市の場合は資産税課 TEL：0776-20-5315 <span style="float:right"></span> （社会保険料） 日本年金機構 TEL：0570-007-123 <span style="float:right">日本年金機構 QR コード</span></p>

## ◆設備投資減税の拡充（テレワーク導入支援）

これまでの中小企業経営強化税制の適用設備の範囲が拡大され、新たに「テレワーク等の導入のための設備」が対象に追加されています。

制度内容	中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、一定規模の設備投資をした場合、即時償却または設備投資額の7%（資本金の額が3,000万円以下の法人等は10%）の税額控除ができます
対象設備	機械装置（160万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、工具（30万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）、器具備品（30万円以上）
相談窓口	最寄りの税務署／福井市の場合は福井税務署 TEL：0776-23-2690

## ◆事業用家屋・償却資産の固定資産税が減免

売上が大幅に減少した中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り事業用家屋・償却資産に関わる固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとします。

対象者	令和2年2月から10月までの任意3ヵ月間の売上が前年同時期と比べて30%以上減少しており、次のいずれかに当てはまる法人企業および個人事業主 ・資本金（または出資金）が1億円以下の法人企業 ・資本金（または出資金）を有しない場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人企業 ・常時使用する従業員が1,000人以下の個人事業主
減免率	・売上減少割合が30%以上～50%未満の場合、減免率は2分の1 ・売上減少割合が50%以上の場合、減免率は全額
相談窓口	最寄りの認定経営革新等支援機関*にお問い合わせください。

### ※認定経営革新等支援機関とは・・・

#### ①認定経営革新等支援機関

認定を受けた税理士、公認会計士または監査法人、中小企業診断士、金融機関

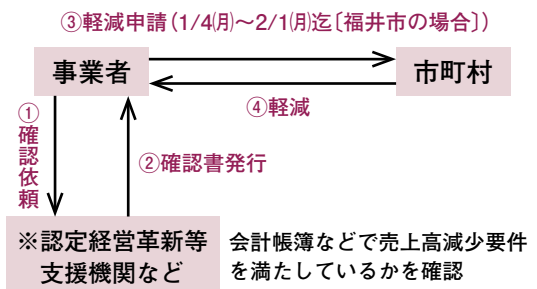
#### ②認定経営革新等支援機関に準ずるもの

都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

#### ③その他

税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会連合会、各地の青色申告会など

### 軽減措置の流れ（イメージ）



## ◆青色欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲の拡大

青色欠損金の繰戻し還付制度について、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能となりました。

制度概要	青色申告書を提出する法人について、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。
対象企業	【これまでの対象】 資本金1億円以下の法人（中小法人） ⇒【範囲拡大後】 資本金10億円以下の法人
対象期間	令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する年度事業に生じた欠損金について適用されます。原則として、還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出する必要があります。
相談窓口	最寄りの税務署／福井市の場合は福井税務署 TEL：0776-23-2690

## ◆消費税の課税選択の変更に係る特例について

売上が著しく減少した事業者において、課税期間中であっても課税選択をやめることができます。なお、免税事業者に戻るのには、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人は前々年）における課税売上が1,000万円以下の事業者などです。

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日の間で任意の1ヶ月以上の期間の事業収入が前年同月比概ね50%以上減少している事業所
相談窓口	最寄りの税務署／福井市の場合は福井税務署 TEL：0776-23-2690